

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業 入札説明書等に係る個別対話結果

No.	議題	資料名	頁番号	民間事業者からの確認内容	回答	公表・非公表
1	モニタリング実施計画書について	モニタリング基本計画書(案)	6頁、11頁	空調設備の性能に関するモニタリングは維持管理業務に関するモニタリングの内容に含まれているが、別々に作成しなければならないのか？	「空調設備等の性能に関するモニタリング」及び「維持管理業務に関するモニタリング」について、重複する内容がありますが、報告に必要な内容が網羅されていることを前提に、まとめた作成、報告とすることで問題ありません。	可
2	サービス対価の改定方法	事業契約書(案)別紙10	別紙10	サービス対価の改定について1.5%の事業者負担となっておりますが、1.5%の事業者負担をゼロもしくは事業者負担率減少していただくことは可能でしょうか。	原案どおりとします。	可
3	サービス対価の改定方法	事業契約書(案)別紙10	別紙10	サービス対価の改定について、設計費、工事管理費を除くとなっておりますが、設計費・工事管理費についてもサービス対価の改定をお願いします。	原案どおりとします。	可
4	法令改正に係る対応	—	—	フロン排出抑制法が段階的に改正される見込みがあるが、現時点では法改正を視野に入れた機種も無く、提案時点での対応が困難な状況です。法改正された場合の対応については、協議に応じてもらえると考えてよろしいでしょうか。	法令改正に係る対応については、事業契約書(案)第84条(法令改正等による契約内容の変更等)及び第86条(法令改正等による追加費用又は損害の負担)に規定しています。フロン排出抑制法の改正(事業に直接関係する法令改正に限る。)により、契約内容の変更や追加費用が生じる場合には、当該規定に基づき対応することとなります。	可